

株式会社ミヤノ 株式の売却について

平成 18 年 8 月 22 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者にかかる株式の売却を行うこととしました。これにより、機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなります。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社ミヤノ

2. 経緯

対象事業者につきましては、平成 16 年 6 月 4 日に株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行い、平成 16 年 7 月 13 日に法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行いました。また、平成 16 年 9 月には、事業再生計画に沿って、減増資が実行されました。

平成 17 年 6 月には、日興アントファクトリー株式会社（同社が運用するファンド「アント・カタライザー 2 号投資事業有限責任組合」で株式取得。）及び黒田電気株式会社に対して、機構保有株式の一部譲渡を実施しました。なお、同時に株式会社三井住友銀行（以下、「三井住友銀行」という。）保有の優先株式の一部は、一旦日本エンデバーファンド有限会社（以下、「日本エンデバーファンド」という。）に譲渡され、同社が普通株式に転換した上で、CBC 株式会社に譲渡されました。

その後、対象事業者は、事業再生の進捗に併せて株式公開のためのプロセスを進めてきましたが、このほど、東京証券取引所第 2 部への上場承認を得るに至りました。本決定を受け、機構が現在保有している対象事業者の株式については、9 月中旬に予定されている対象事業者の株式公開時に、その全てを売却することとなります。

3. 出資額等

機構は、対象事業者に対して、20 億円の現金出資により議決権割合の 89.2% に当たる普通株式を取得していました。このうち、22.3%（当初出資額 5 億円相当）については、平成 17 年 6 月の一部売却時に譲渡を行ったため、また、三井住友銀行保有の優先株式については、全て日本エンデバーファンドに譲渡され、同社が普通株式に転換したため、機構は、現在、議決権割合の 57.3% に当たる株式を保有しています。今般の株式公開に伴い、これら残る機構保有株式の全てを売却する予定です。

4. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本 6,298 百万円の債権を金融機関等から 4,750 百万円で買取り、事業再生計画に沿って債権放棄（1,401 百万円）を行った後の残存債権 4,897 百万円について、平成 17 年 5 月末までに全額の弁済を受領済みです。

5. 主務大臣の意見

なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 - 3 - 1 新東京ビル 9 階 株式会社産業再生機構 企画調整室 電話番号 03-6212-6437
